

## 第1章 計画の基本的事項

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 地球温暖化対策を巡る動向

#### (1) 地球温暖化（気候変動）の影響

温室効果ガスは、太陽の光を反射する地表からの熱を吸収して大気を暖める働きがあります。温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス19℃くらいになるとされています。しかし、人間の活動によって温室効果ガスが増えすぎると、熱の吸収が過剰になり、地球の気温が上昇します。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。



図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム  
(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

今後、温室効果ガス濃度が上昇し続けると、気温もさらに上昇すると予測されており、化石燃料依存型の経済活動を続けた場合、今世紀末までに3.3～5.7℃の上昇が予測されています。

地球温暖化によって引き起こされる影響は非常に広い分野に対して及ぶとされており、私たちの生活が脅かされる可能性が指摘されています。

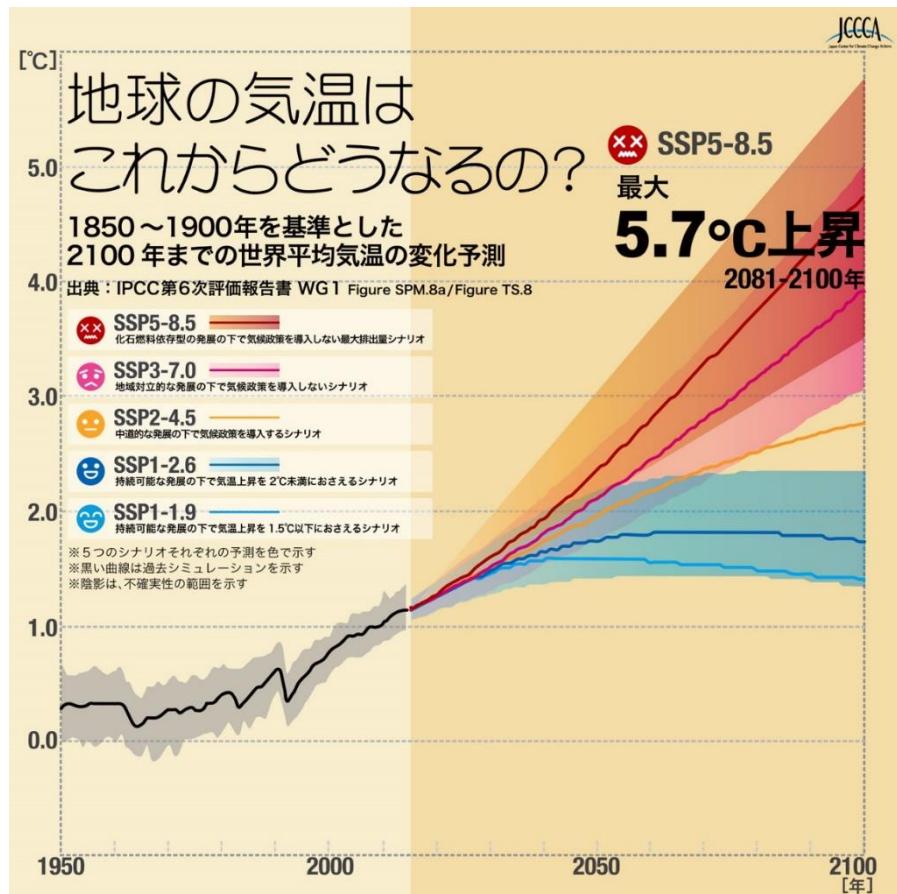


図 1-2 2100 年までの世界平均気温の変化予測  
(出典:全国地球温暖化防止活動推進センター)

## 2100 年の日本はどうなるの?

### 将来予測まとめ

文部科学省 気象庁  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN  
Japan Meteorological Agency

※ 黄色は2°C上昇シナリオ、  
赤色は4°C上昇シナリオによる予測

21世紀末の日本は、20世紀末と比べ…

年平均気温が約1.4°C/約4.5°C上昇



猛暑日や熱帯夜はますます増加し、冬日は減少する。

日本近海の平均海面水温が  
約1.13°C/約3.45°C上昇



世界平均よりも上昇幅は大きい。

沿岸の海面水位が  
約0.40m/約0.68m上昇

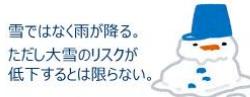


3月のオホーツク海海氷面積は  
約32%/約78%減少



【参考】4°C上昇シナリオでは、  
21世紀末までは夏季に北極海の海氷が  
ほとんど融解すると予測されている (IPCC, 2021)。

降雪・積雪は減少



雪ではなく雨が降る。  
ただし大雪のリスクが  
低下するとは限らない。



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は  
約12% (約13 mm) / 約27% (約28 mm) 増加。  
50 mm/h以上の雨の頻度は 約1.8倍/約3.0倍に増加。

台風は強まる  
台風に伴う雨は増加



日本周辺海域においても  
世界平均と同程度の速度で  
海洋酸性化が進行



参考文献  
IPCC, 2021: Climate Change 2021: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [Masson-Delmotte, V., P. Zhai, A. Pirani, S.L. Connors, C. Péan, S. Berger, N. Caud, Y. Chen, L. Goldfarb, M.I. Gomis, M. Huang, K. Leitzell, E. Lonnoy, J.B.R. Matthews, T.K. Maycock, T. Waterfield, O. Yelekçi, R. Yu, and B. Zhou (eds.)]. Cambridge University Press, Cambridge, United Kingdom and New York, NY, USA, 2391 pp., <https://doi.org/10.1017/9781009157896>.

25

図 1-3 2100 年の将来予測  
(出典:日本の気候変動 2025)

## (2) 地球温暖化防止に向けた国内外の動向

### ① 国際的な動向

#### ■ SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいいます。 「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、行政のみならず民間企業においても目標達成に向けた取り組みが求められています。



図 1-4 SDGs 17 のゴール  
(出典：国際連合広報センター)

#### ■ パリ協定

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、次の2点が世界共通目標として掲げられています。

##### <世界共通目標>

- ▶世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。
- ▶そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウト（頂点に達し、それ以上は上がらない状態のこと。同時にそこから先は下落や衰退に転じること）し、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸收量のバランスをとる。

また、2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるため

には、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## ② 国内の動向

### ■ カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策計画の改定

日本政府は、2020（令和2）年10月に「2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しました。

これを受けて、2025（令和7）年2月に「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度に2013年度比で46%削減する目標に加え、「1.5°C目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」という新たな目標が設定され、目標を達成するために取り組むべき施策が示されました。

### 【参考】温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO<sub>2</sub>、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH <sub>4</sub> ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

図 1-5 温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安  
(出典：内閣官房・環境省・経済産業省 地球温暖化対策計画の概要)

## カーボンニュートラルってなに？

カーボンニュートラルとは、直訳すると「炭素中立」。つまり、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするというもので、具体的には、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を必要最小限にするとともに、植林や森林管理といった他の活動で吸収し、埋め合わせすることをいいます。

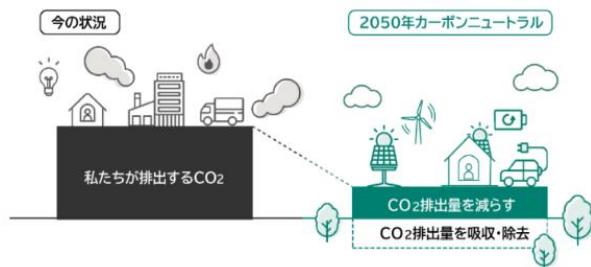


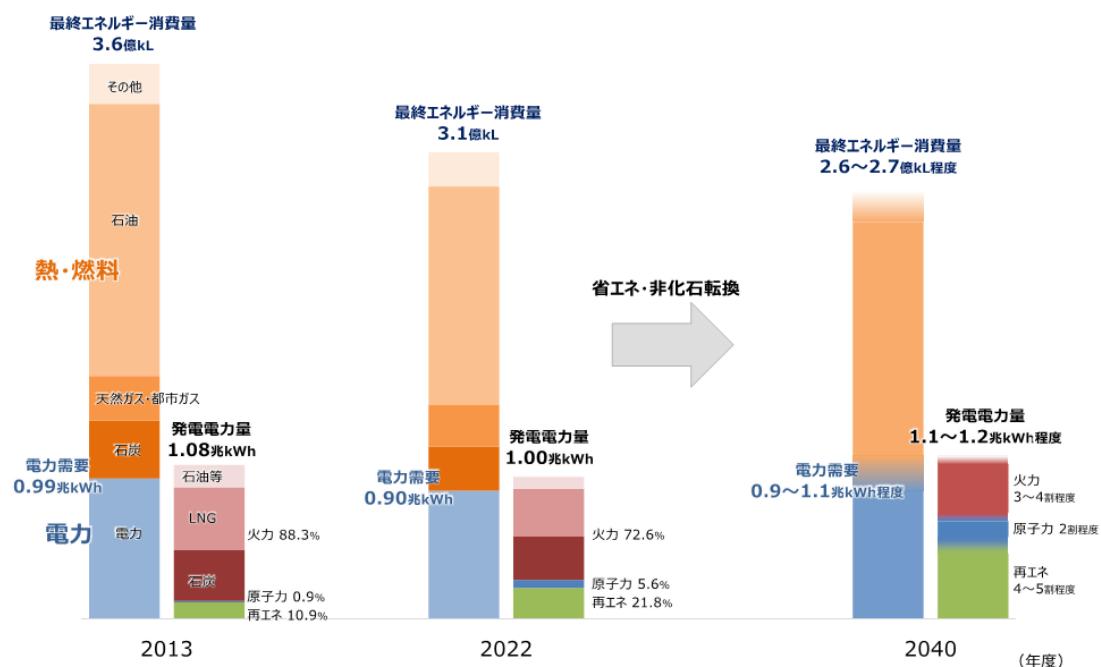
図 1-6 カーボンニュートラルの概念図

(出典：「環境省 脱炭素ポータル カーボンニュートラルとは」をもとに加工)

### ③ エネルギー基本計画の改定

2025（令和7）年2月に「エネルギー基本計画」が改定され、エネルギー自給率を2040年度までに30～40%程度とし、再生可能エネルギーの電源構成割合を2040年までに40～50%程度を目指すとしています。特に太陽光発電は23～29%程度、風力発電は4～8%程度、水力発電は8～10%程度、地熱発電は1～2%程度、バイオマス発電は5～6%程度を目指すとしています。

#### （参考）エネルギー需給の見通し（イメージ）



（注）左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。

10

図 1-7 2040年度におけるエネルギー需給の見通し  
(出典：資源エネルギー庁 第7次エネルギー基本計画の概要)

#### **④ 気候変動適応計画**

2021（令和3）年10月に閣議決定された気候変動適応計画では、「気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。

#### **⑤ 兵庫県における地球温暖化対策**

兵庫県は、脱炭素社会の実現を地域から先導するとともに、気候変動の影響への耐性・回復力を備えた地域づくりを目指し、2022（令和4）年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（以下「県推進計画」という。）を改定しました。県推進計画では、長期的な将来像として「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を掲げており、再生可能エネルギーの導入など、県民・事業者・団体・行政等が一体となった取組を推進していくこととしています。

具体的には、2030年度における温室効果ガス排出量の48%削減（2013年度比）に取り組みつつ、さらなる高みを目指すこととしています。

また、レジリエンスの向上や地域資源の有効活用の観点からも、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要があることから、2030年度の再生可能エネルギー導入目標（発電量）を80億kWh（再エネ比率約22%）としていましたが、100億kWh（再エネ比率約30%）へと見直しを行いました。

#### **⑥ 播磨町の地球温暖化対策の取組**

2016（平成28）年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められており、本町においても、地球温暖化の防止に向け総合的かつ計画的な取組を推進するために2021（令和3）年3月に「播磨町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本町が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策を推進しています。

また、昨今の本町における地球温暖化対策に関する取組については以下の通りです。

表 1-1 播磨町の地球温暖化対策の取組

電気自動車用普通充電器の設置	本町において、カーボンニュートラル実現に向け、電気自動車用普通充電器を設置しました。2023年10月に株式会社ダイセキ様より企業版ふるさと納税のご寄付を賜り、これを活用し設備を導入しています。
太陽光発電システム設置費補助金交付事業	町内の住宅（一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。）に太陽光発電システムを設置した方、又は町内に建築された太陽光発電システム付きの住宅を購入した方を対象に補助を交付しています。
蓄電池システム設置費補助金交付事業	町内の住宅（一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。）に蓄電池システムを設置した方、又は町内に建築された蓄電池システム付の住宅を購入した方等を対象に補助を交付しています。
電気自動車等充電ステーション設置費補助金	本町は脱炭素社会を実現するため、電気自動車（EV）の普及を促進しています。町内事業者の皆様を対象に充電ステーション設置の導入を支援し、電気自動車を利用しやすい環境の整備を促進しています。
太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業	家庭の太陽光発電設備普及を推進するため、県内自治体が2022年度から連携して実施している「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業」に、2024年度から本町も参画しています。
クーリングシェルターを指定	クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、気候変動適応法第21条第1項に規定する指定された施設のことで、熱中症特別警戒アラートが発表された際、クーリングシェルターに指定された冷房設備のある町の施設などを、暑さをしのげる場所として利用することができ、現時点では町内19施設において指定しています。

## 2. 計画の基本的事項

### (1) 目的

「播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、播磨町内から排出される温室効果ガスの状況を捉え、その量を削減する目標を定め、住民・事業者・町のそれぞれが率先して地球温暖化対策の取組みを推進することを目的とします。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第3項の規定による地方公共団体実行計画として策定し、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図るとともに、県の「県推進計画」と連携を図ります。

### (2) 位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第5次播磨町総合計画」や町の環境の保全及び創造に関する施策について定めた「播磨町環境基本計画」と整合を図るとともに、国や兵庫県の計画及び本町の各種関連計画と整合・連携を図り、総合的に進めていくものとします。

更に、地球温暖化対策（緩和策）として極めて関連性の高い気候変動における「適応策」について、「気候変動適応法」第12条の地域気候変動適応計画に位置づけます。

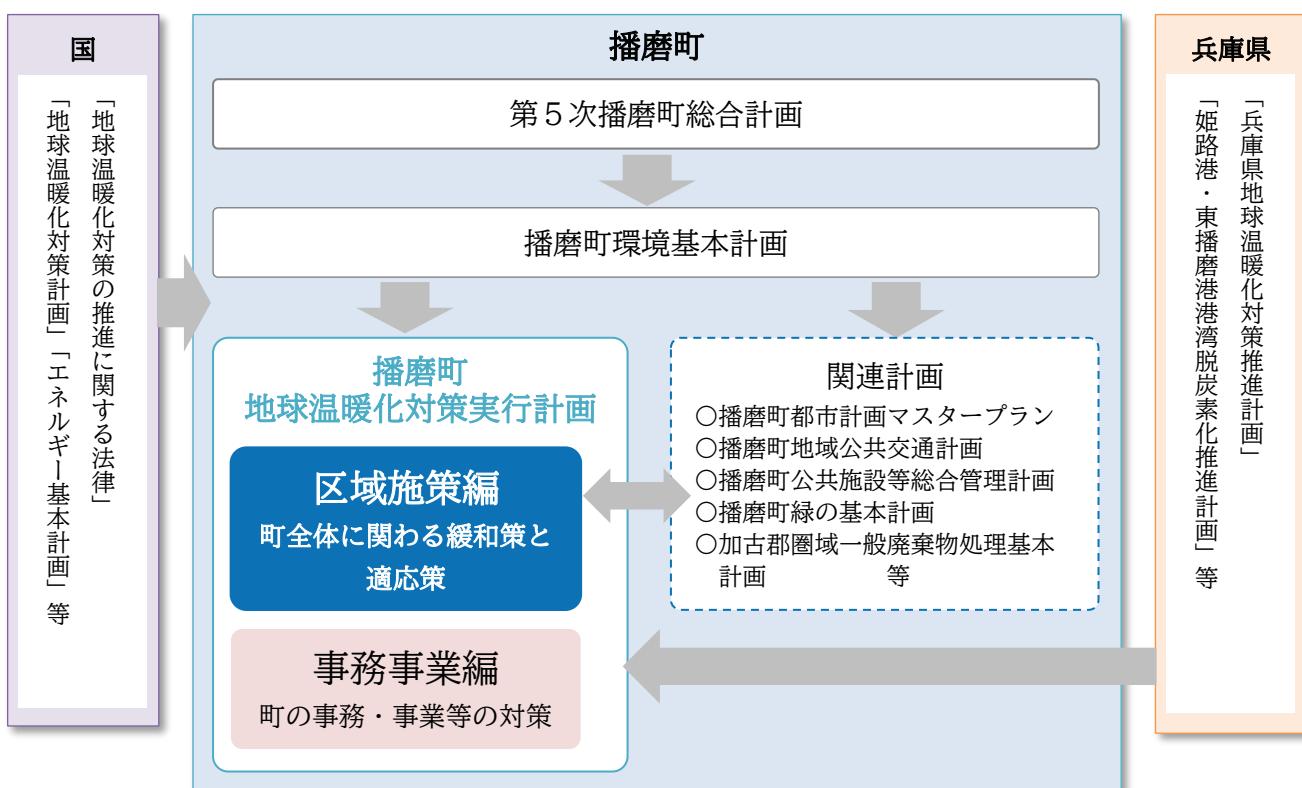


図 1-8 計画の位置づけ

### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とし、取組みの状況や排出量実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、2013（平成25）年度を基準年度、短期目標年度を2030（令和12）年度、中期目標年度を2035（令和17）年度、長期目標年度を2040（令和22）年度、最終目標年度を2050（令和32）年度と設定します。

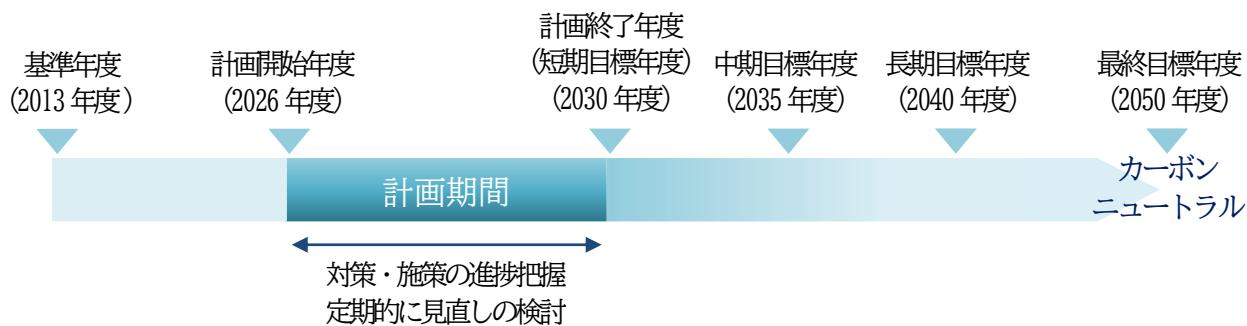


図 1-9 基準年度、目標年度及び計画期間

### (4) 対象とする範囲

本計画の対象地域は、本町全域とします。

また、地球温暖化対策を進めるにはあらゆる主体による取組が必要であることから、住民・事業者・町のすべてを対象とします。

### (5) 対象とする温室効果ガス

温対法では、「温室効果ガス」としての7物質が規定されていますが、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が90%以上を占めています。

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）以外のメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）の排出量の把握は困難で、排出量も比較的に少ないと考えられます。

そのため、本計画において算定対象とする温室効果ガスは、人為的排出量が多く、地球温暖化に対する影響が最も大きいとされている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### (6) 対象とする部門

町域からの温室効果ガスの発生状況を把握する部門は、産業、家庭、業務その他、運輸、廃棄物の計5部門とします。

表 1-2 対象部門

部門名	業種
産業	<p>第1次産業（農業、林業）及び第2次産業（製造業、鉱業、建設業）の工場や事業所内（建設現場や農地も含む）において、生産活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。</p> <p>なお、工場・事業所の社用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上するものとし、独立して立地する本社事務所や研究所等は業務その他部門で計上します。</p>
家庭	<p>各家庭の住宅内において、電力やガス等のエネルギー消費に伴う温室効果ガス排出量を対象としています。</p> <p>なお、自家用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上します。</p>
業務その他	<p>第3次産業（小売業、医療、教育、情報通信、飲食、宿泊等のサービス業や行政機関）の店舗や庁舎等において、事業活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。</p> <p>なお、社用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上します。</p>
運輸	自家用車、社用車、バスやタクシー等の旅客自動車、トラック等の貨物自動車、鉄道、船舶のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。
廃棄物	家庭や事業者が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う温室効果ガス量を対象としています。

### 3. 本町の地域概況

## (1) 自然的特性

## ① 位置及び地勢

- 位置は、兵庫県南部の中央で、南は瀬戸内海、東は明石市、北と西は加古川市に接しています。
  - 面積は、9.13 平方キロメートルと県下では最も小さな町で、その 3 割は海を埋め立てて造成された人工島です。
  - 地形は、概ね平坦な平野部からなり、町の中心部を喜瀬川が貫流し、山等の「森」を持たないため、「ため池」、「水田」、「海」等の「水」が環境の基盤です。一方、喜瀬川の適正な流量の確保や栄養塩の循環バランス確保等の広域的な課題を抱えています。



図 1-10 本町の位置

## ② 気象

### ■ 年間降水量・年平均気温

- 全般的に温暖で雨が少ない瀬戸内式気候であり、過去10年間において年平均気温は16.4°Cでした。
- 過去10年間の年間降雨量は平均1,236.3mmとなっています。

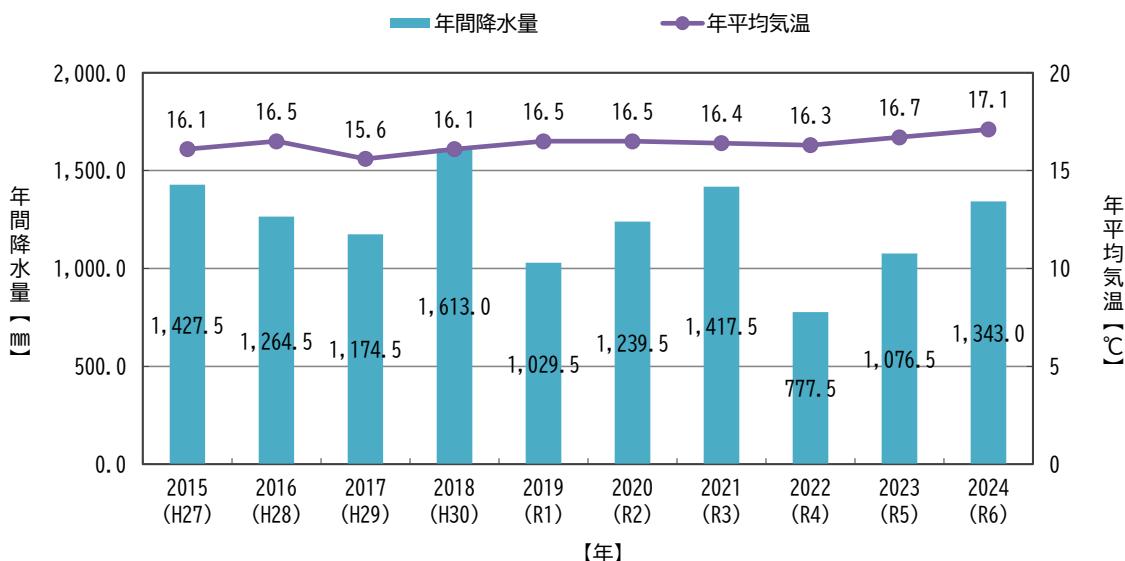


図 1-11 年間降水量・年平均気温  
(出典：気象庁 明石観測所)

### ■ 年間日照時間

- 過去10年間の年間日照時間は平均2,263時間となっています。  
※2021（令和3）年は一部欠損データがあります。
- 日照時間は、全国平均（約2,158時間）よりも長くなっています。

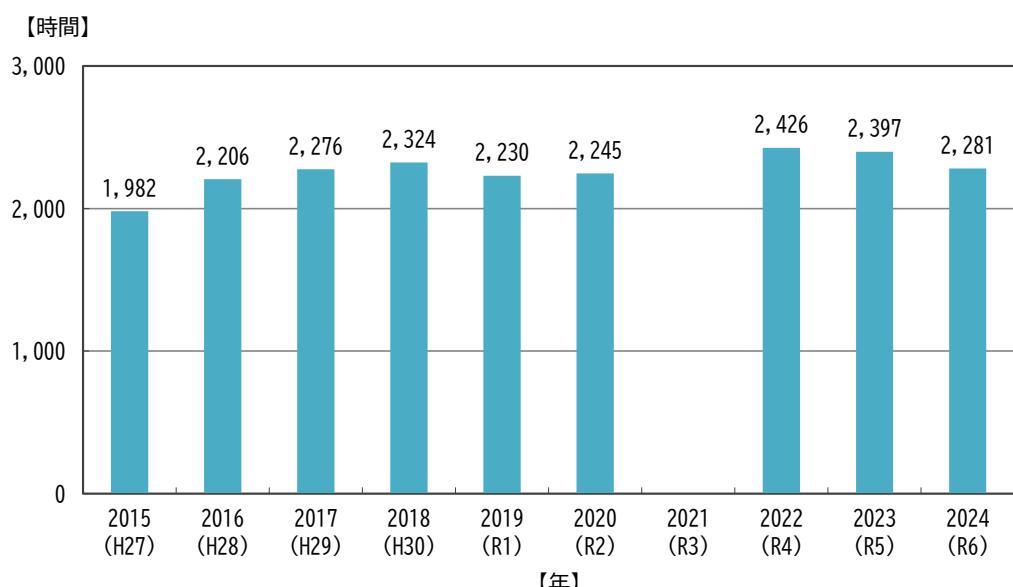


図 1-12 年間日照時間  
(出典：気象庁 明石観測所)

### ③ 土地利用

●2024（令和6）年の地目別面積は、宅地が88.3%となっています。

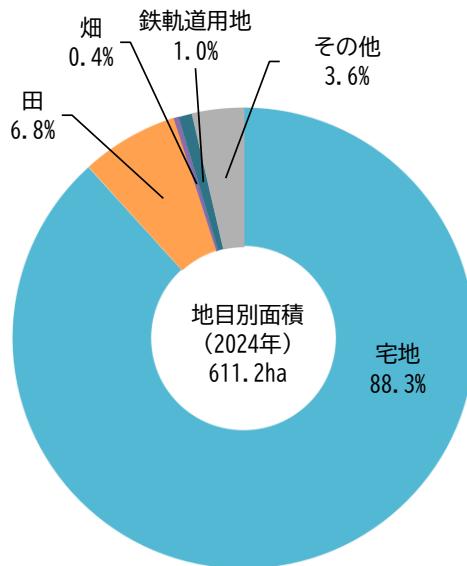


図 1-13 地目別面積の割合  
(出典：播磨町統計書)

### ④ ため池

●町内にはため池が12か所あり、ため池の総満水面積は15.5haとなっています。

表 1-3 ため池の満水面積

名称	満水面積(ha)
城池	1.2
狐狸ヶ池	0.8
上の池	0.4
石ヶ池	1.0
妹池	2.3
向ヶ池	1.6
ソウブチ池	0.4
北池	2.1
蓮池	1.1
布池	0.3
秋ヶ池	1.9
大池	2.4
合計	15.5

(出典：ため池諸元調査 ため池データベース個表)

## (2) 社会的特性

### ① 人口と世帯

- 2024（令和6）年における人口は34,916人で、2015（平成27）年から138人（約0.4%）増加しています。
- 世帯数は15,692世帯で、2015（平成27）年から1,271世帯（約9%）増加しています。
- 世帯当たり人口は2.23人で2015（平成27）年から0.18（約7%）減少しています。

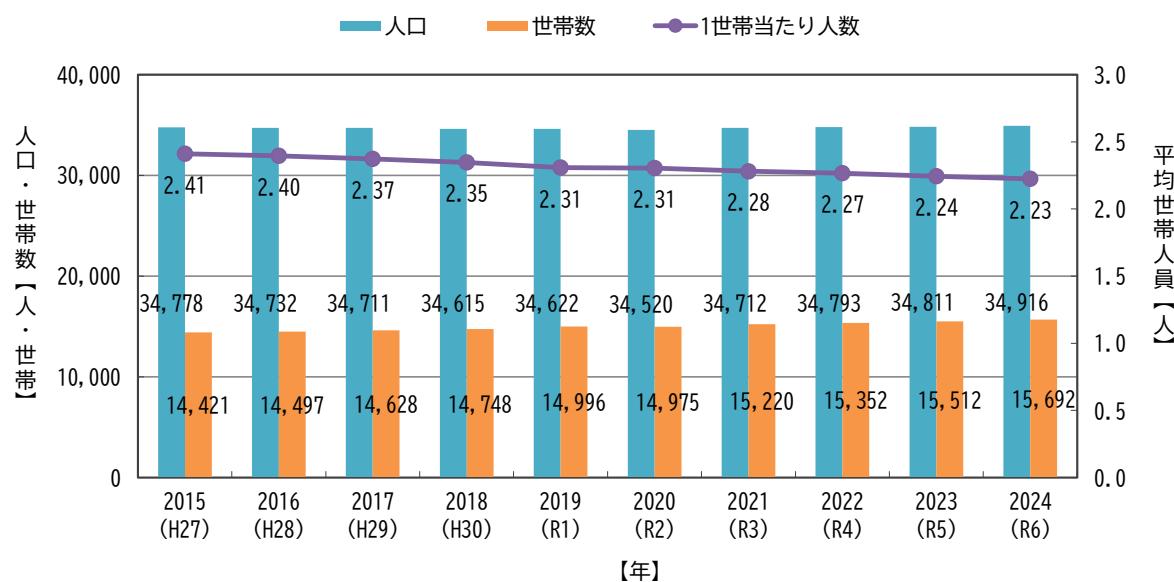


図1-14 人口と世帯数の推移

(出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

### ② 住宅

#### ■ 既存住宅の状況

- 2020（令和2）年における既存の持家住宅数は10,133戸で、2005（平成17）年と比べると13.8%増加しています。

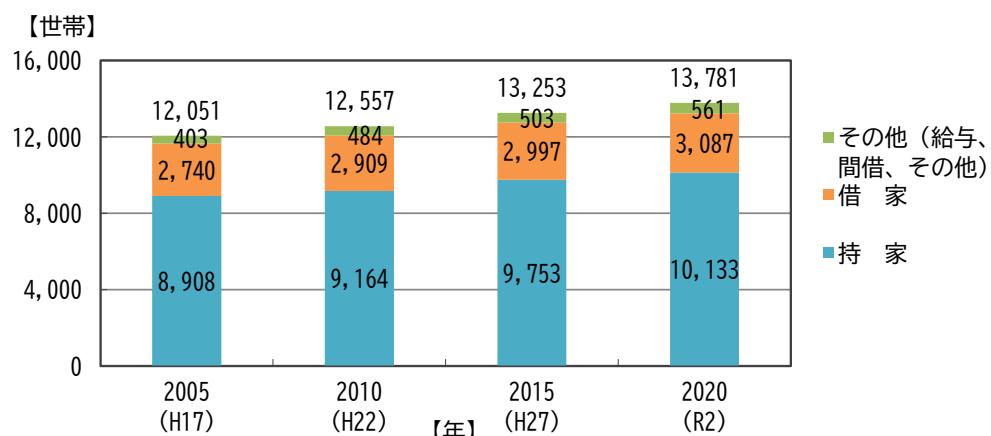


図1-15 既存住宅の推移

(出典：播磨町統計書)

## ■ 新築住宅の状況

- 新築住宅着工の戸数は、2019（令和元）年以降減少傾向にあり、2024（令和6）年は108戸となっています。

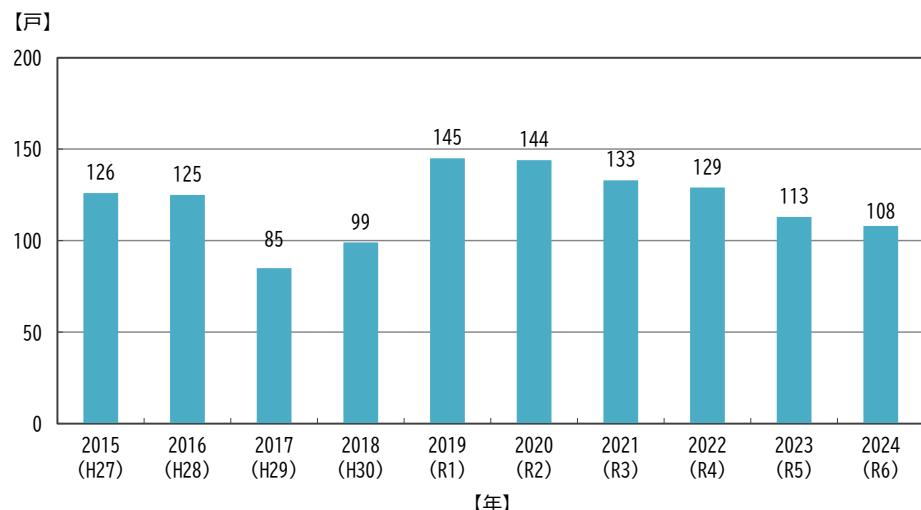


図 1-16 新築住宅着工戸数の推移  
(出典：播磨町統計書)

## ③ 自動車

### ■ 自動車保有台数

- 自動車保有台数は2023（令和5）年で21,518台あり、2014（平成26）年から759台（3.7%）増加しています。
- 乗用車（普通車・軽自動車（乗用））の保有台数は、2023（令和5）年で約16,000台程度となっており、2021（令和3）年以降はほぼ横ばいで推移しています。

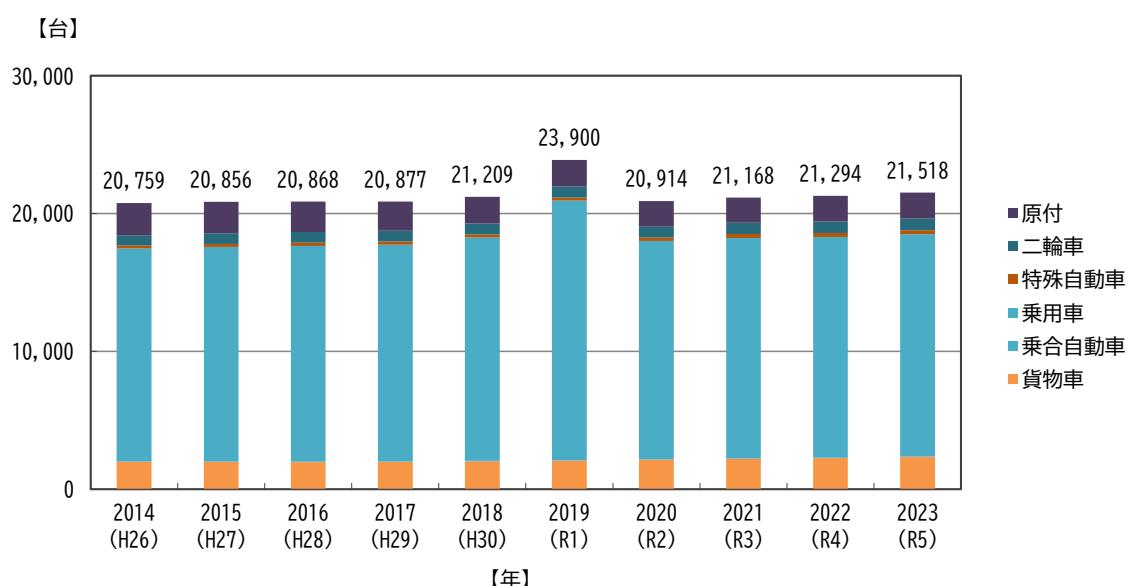


図 1-17 車種別自動車保有台数の推移  
(出典：播磨町統計書)

## ④ 公共交通機関

### ■ 鉄道

- 2023（令和5）年の乗車人数は、5,486千人となっています。
- 2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により減少していますが、2020（令和2）年度以降は緩やかな回復傾向にあります。

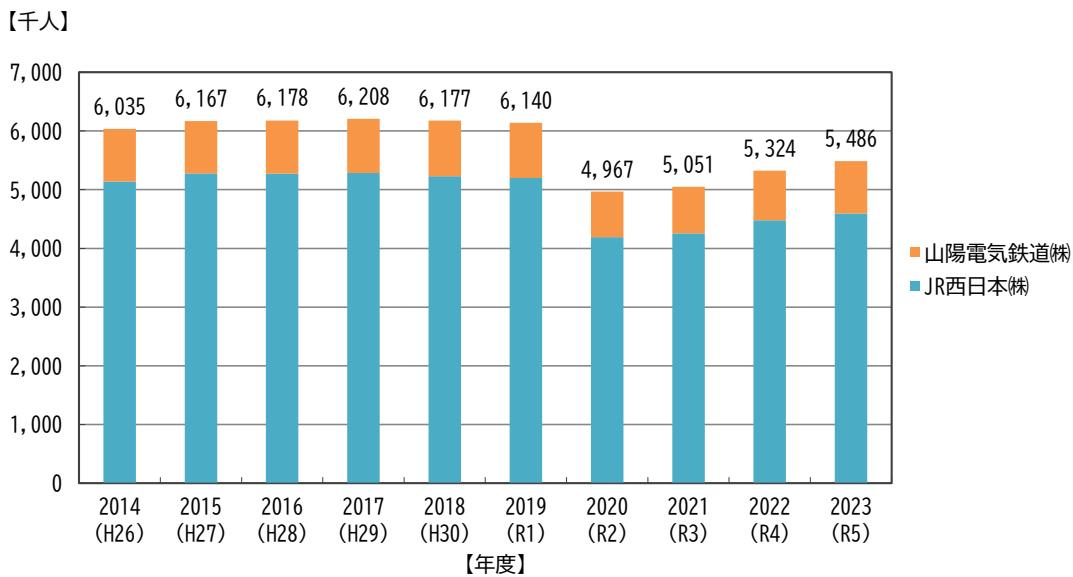


図 1-18 鉄道利用者の推移  
(出典：播磨町統計書)

### ■ 路線バス

- 町内を運行する主な路線バスの乗車人数は、2022（令和4）年が57千人となっています。
- 2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により減少していますが、それ以降は緩やかな回復傾向にあります。

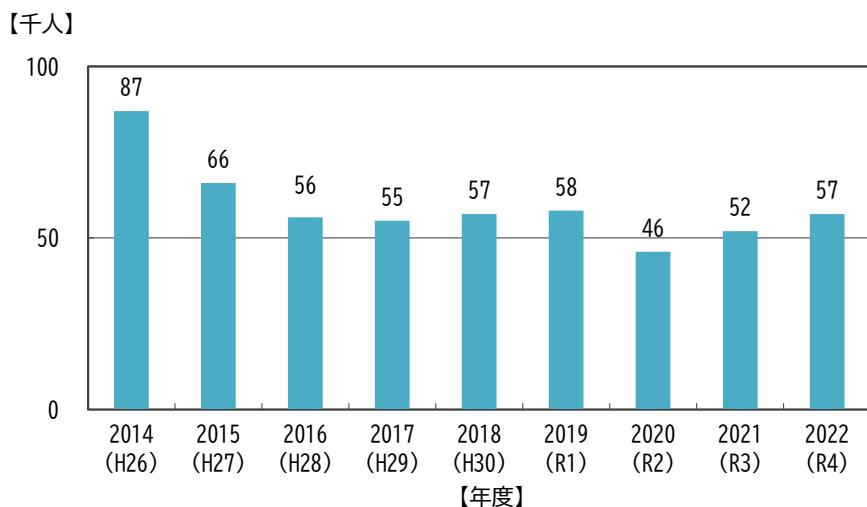


図 1-19 路線バス利用者の推移  
(出典：播磨町統計書)

### (3) 産業・経済的特性

#### ① 産業の構造

- 2021（令和3）年における町内総生産は、第2次産業が全体の約75%を占めており、特に製造業が突出しています。
- 2021（令和3）年における町内総生産は、174,573百万円と毎年増加しており、2020（令和2）年と比較しても26.5%増加しています。

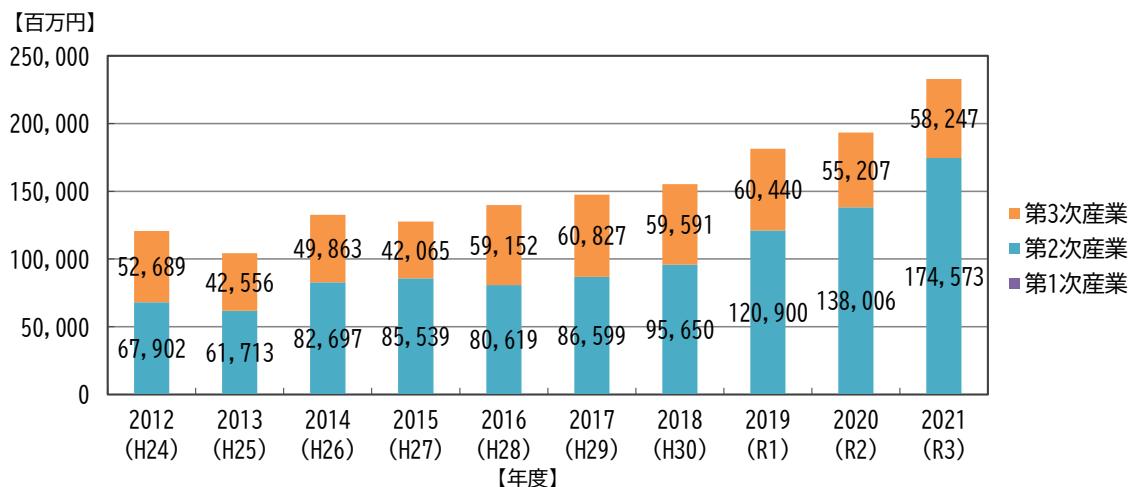


図 1-20 産業別町内総生産

(出典：播磨町統計書)

### (4) 農業

- 2005（平成17）年以降、農家数、経営耕地面積、農家人口ともに減少しています。  
※2015（平成27）年の経営耕地面積、2020（令和2）年の農家人口は、データが一定値以下そのため、秘密保護の観点から記載なし

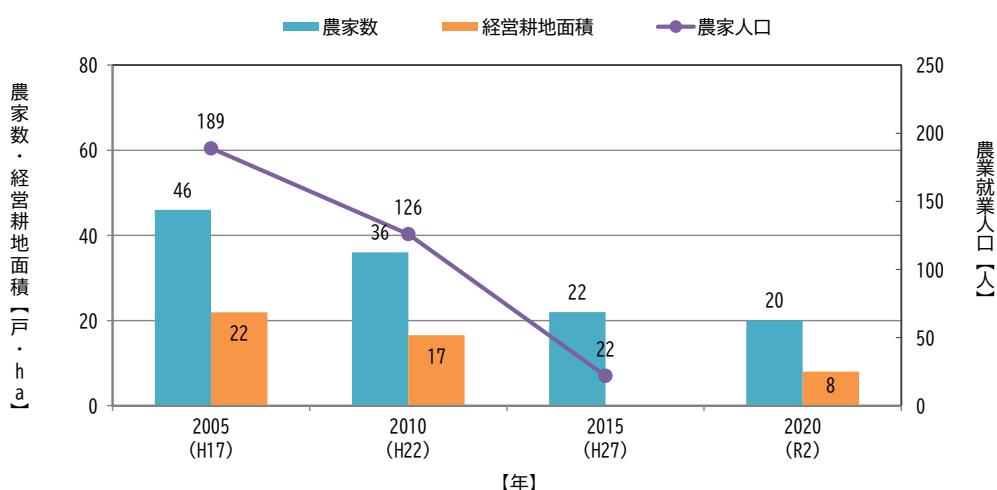


図 1-21 農家数・経営耕地面積・農家人口の推移

(出典：播磨町統計書)

## (5) 工業

- 2021（令和3）年における製造業事業所数は61所、従業者数は4,224人で、2013（平成25）年と比べると減少傾向にあります。
  - 2021（令和3）年の製造品出荷額等は247,246百万円で、増減を繰り返しながら推移しています。
- ※2016（平成28）年は播磨町統計書に記載ないため、表示なし

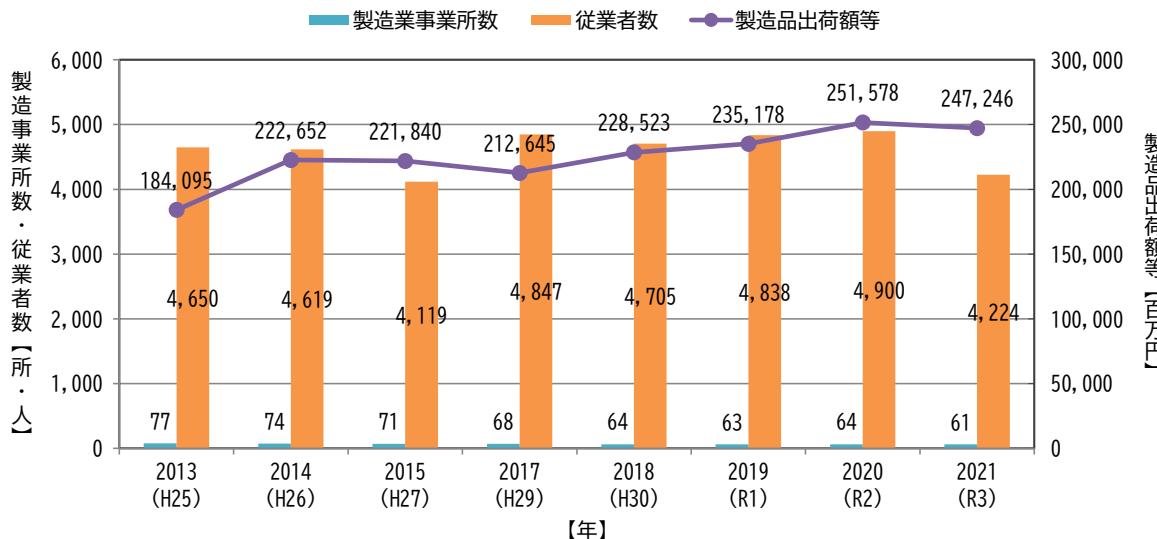


図 1-22 製造品出荷額等、事業所数、従業者の推移  
(出典：播磨町統計書)

## (6) 商業

- 2021（令和3）年における店舗数は152店、従業者数は1,154人で、店舗数は減少したものの、従業者数は2016（平成28）年と比べると増加しています。
- 2021（令和3）年の年間商品販売額は20,865百万円となっています。
- 年間商品販売額は、2014（平成26）年に減少したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

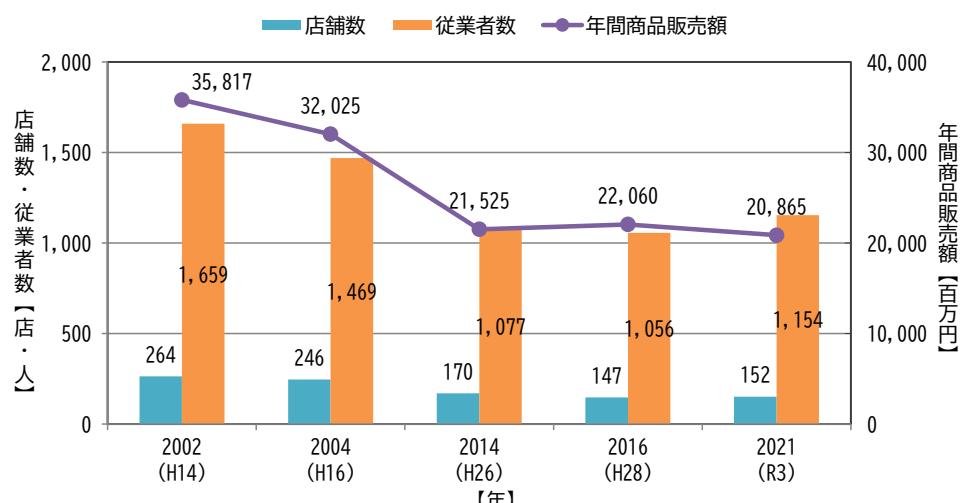


図 1-23 年間商品販売額と店舗数、従業者数の推移  
(出典：播磨町統計書)

## (7) エネルギー収支

- 環境省が提供する地域経済循環分析（2020年試行版）によると、エネルギー代金は町外へ167億円流出しています。

## (8) 地域特性のまとめ

本町の自然的・社会的・産業経済的特性等からの課題や地域資源は下記のとおりです。

表 1-4 地域の現状・課題・地域資源

区分	現状・課題	活用可能な地域資源
自然的特性	➤ 本町の面積は兵庫県で最も小さく、その3割が海を埋め立てた人工島である	➤ コンパクトなまちを活かした地域公共交通と連携した脱炭素施策の展開（コンパクト・プラス・ネットワーク）
	➤ 本町は、「ため池」、「水田」、「海」等の「水」が環境の基盤である ➤ 一方、喜瀬川の適正な流量の確保や栄養塩の循環バランス確保等の広域的な課題を抱えている	➤ 海藻などの植生により海洋資源による生物多様性の確保、漁業の再生化などを目的としたCO <sub>2</sub> 吸収源確保の取組の推進
	➤ 年間日照時間が長い	➤ 太陽光発電や太陽熱利用の活用
社会的特性	➤ 人口、世帯数とともに増加	➤ 家庭での省エネ対策の推進
	➤ 住宅数（既存）は、年々増加傾向	➤ 新築時におけるZEHを促進
	➤ 乗用車（普通車・軽自動車（乗用））の保有台数は、2021年以降はほぼ横ばいで推移	➤ 電気自動車（EV）等、次世代自動車への買い替えを促進
	➤ 町人口の約19%が公共交通空白地域に居住している	➤ デマンド型乗合タクシーなどの新たな交通システムの構築
	➤ 船舶からの排出量割合が大きい	➤ 漁船の電動化や燃料転換（LNG、水素等）を推進
産業経済的特性	➤ 人工島では一般機械器具製造、化学工業を中心とした製造出荷額は県下でも上位にランクイン	➤ エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりのため、再生可能エネルギー等の導入を促進

区分	現状・課題	活用可能な地域資源
	➤ 製造業における産業構造の割合が大きい	➤ 工場・事業場での省エネ対策の強化
	➤ 商業は商店数や年間商品販売額が減少傾向にあり、商業の活性化が課題	➤ 地域コミュニティとの連携強化
	➤ エネルギー代金の流出（町外へ 167 億円）	➤ エネルギーの地産地消により流出を抑制

## 第2章 温室効果ガス排出状況

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1. 現況の温室効果ガス排出量

#### (1) 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量が推計できる2022(令和4)年度(以下「現況年度」という。)の温室効果ガス排出量は、338.9千t-CO<sub>2</sub>であり、2013(平成25)年度(以下「基準年度」という。)の657.2千t-CO<sub>2</sub>と比べて48.4%減少しています。

(詳細は、資料編1 温室効果ガスの排出状況参照)

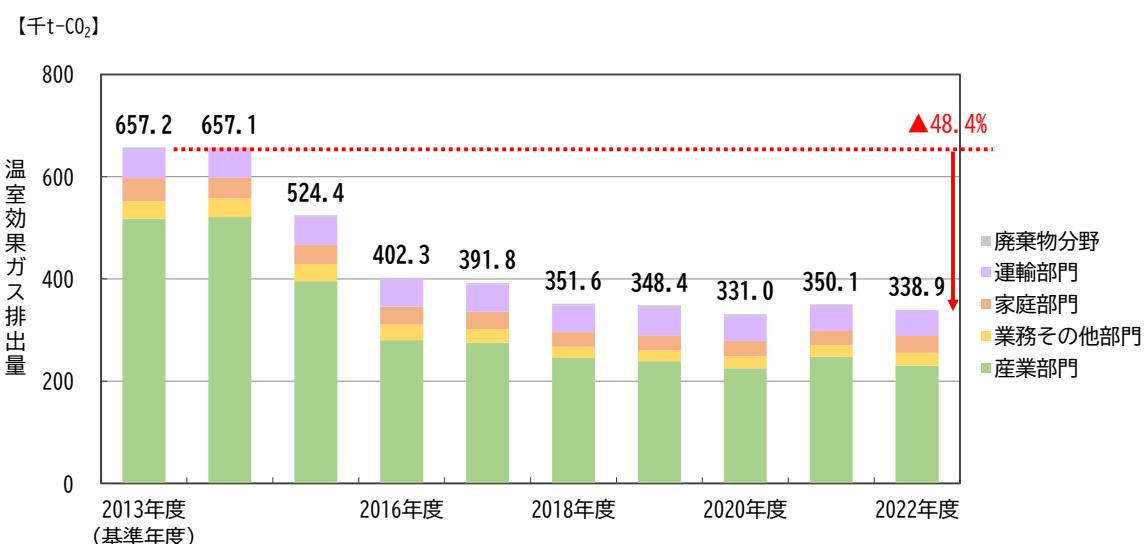


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移

表 2-1 部門別・分野温室効果ガス排出量の推移

	温室効果ガス排出量【千t-CO <sub>2</sub> 】										基準年 度比
	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	基準年 度比
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	654.1	653.4	521.6	399.8	389.2	348.4	343.2	326.9	347.2	338.9	▲48.2%
産業部門	517.8	520.8	395.5	280.3	275.0	245.1	238.7	225.2	248.0	230.4	▲55.5%
製造業	516.2	519.4	394.1	279.0	273.8	244.0	237.7	224.3	247.2	229.6	▲55.5%
建設業・鉱業	1.6	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	0.8	0.8	0.8	▲49.6%
業務その他部門	34.2	36.4	33.8	30.5	26.6	22.2	21.5	23.7	22.4	25.2	▲26.3%
家庭部門	45.4	41.0	37.6	34.7	34.2	28.4	29.5	29.8	27.6	32.5	▲28.4%
運輸部門	56.7	55.2	54.8	54.2	53.4	52.8	53.5	48.3	49.2	50.8	▲10.5%
自動車	40.8	39.6	39.5	39.4	39.0	38.7	38.3	34.9	34.9	36.5	▲10.4%
鉄道	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	▲23.9%
船舶	13.3	13.1	12.8	12.4	12.0	11.9	13.1	11.3	12.3	12.2	▲7.8%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	3.1	3.7	2.8	2.5	2.6	3.2	5.2	4.1	2.9	0.0	▲100.0%
廃棄物分野	3.1	3.7	2.8	2.5	2.6	3.2	5.2	4.1	2.9	0.0	▲100.0%
合計	657.2	657.1	524.4	402.3	391.8	351.6	348.4	331.0	350.1	338.9	▲48.4%

※2022年度の廃棄物分野の排出量は、東播臨海広域クリーンセンターでの処理となったため、0となっています。

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

## (2) 部門・分野別温室効果ガス排出量の割合

現況年度の部門・分野別温室効果ガス排出量の割合は、産業部門が68.0%、運輸部門が15.0%、家庭部門が9.6%、業務その他部門が7.4%となっています。

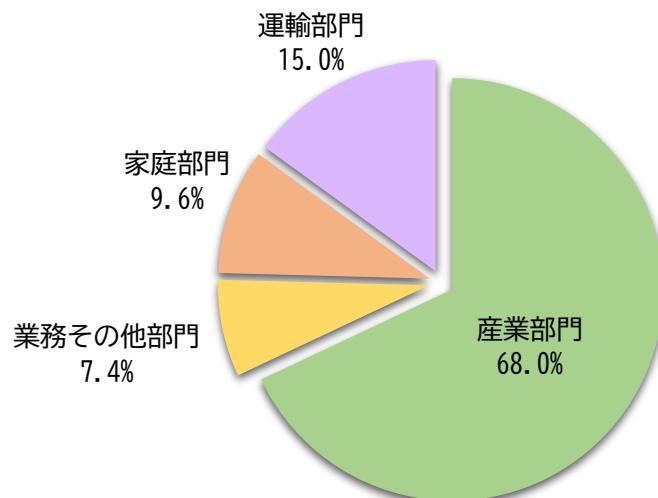


図 2-2 部門・分野別温室効果ガス排出量の割合（現況年度）

## (3) 森林吸収量

本町においては、農林業センサスの森林計画における森林面積がないことから、森林吸収量はゼロとしています。

## 2. 温室効果ガス排出量の将来推計

### (1) 現状すう勢シナリオによる温室効果ガス排出量

今現在のまま、地球温暖化対策が追加的に何も行われないと仮定した場合の将来的な温室効果ガス排出量(現状すう勢シナリオ)は、2030年度は340.2千t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度比▲48.2%となります。

2035年度は340.8千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲48.2%)、2040年度は341.3千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲48.1%)、2050年度は342.1千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲47.9%)となり、現況年度以降、徐々に増加していく見込みです。

(詳細は、資料編1 温室効果ガスの排出状況参照)

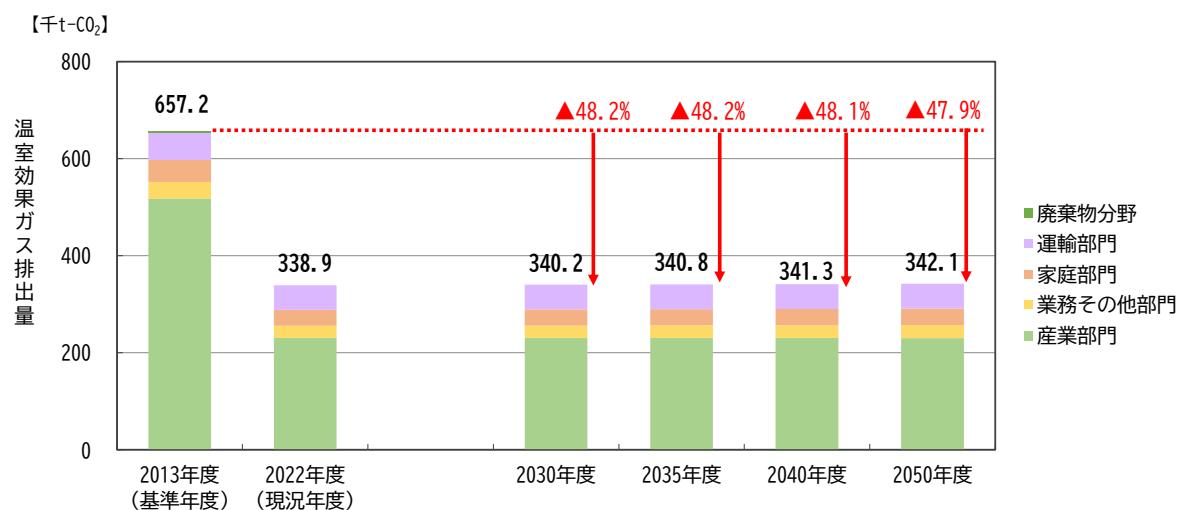


図 2-3 温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢シナリオ)

表 2-2 部門・分野別温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢シナリオ)

	温室効果ガス排出量【千t-CO <sub>2</sub> 】										
	2013年度 (基準年度)	2022年度 (現況年度)	基準年度比 削減率	2030年度	基準年度比 削減率	2035年度	基準年度比 削減率	2040年度	基準年度比 削減率	2050年度	基準年度比 削減率
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	654.1	338.9	▲48.2%	340.2	▲48.0%	340.8	▲47.9%	341.3	▲47.8%	342.1	▲47.7%
産業部門	517.8	230.4	▲55.5%	230.3	▲55.5%	230.3	▲55.5%	230.3	▲55.5%	230.2	▲55.5%
製造業	516.2	229.6	▲55.5%	229.6	▲55.5%	229.6	▲55.5%	229.6	▲55.5%	229.6	▲55.5%
建設業・鉱業	1.6	0.8	▲49.6%	0.7	▲56.4%	0.7	▲59.0%	0.6	▲61.0%	0.6	▲63.8%
業務その他部門	34.2	25.2	▲26.3%	25.9	▲24.4%	26.1	▲23.6%	26.3	▲23.0%	26.7	▲22.0%
家庭部門	45.4	32.5	▲28.4%	33.1	▲27.0%	33.4	▲26.4%	33.6	▲25.9%	34.0	▲25.2%
運輸部門	56.7	50.8	▲10.5%	50.9	▲10.3%	50.9	▲10.2%	51.0	▲10.0%	51.2	▲9.7%
自動車	40.8	36.5	▲10.4%	37.1	▲9.1%	37.3	▲8.5%	37.5	▲8.0%	37.8	▲7.3%
鉄道	2.7	2.0	▲23.9%	1.9	▲28.0%	1.9	▲29.1%	1.9	▲30.2%	1.8	▲32.1%
船舶	13.3	12.2	▲7.8%	11.8	▲10.7%	11.7	▲11.7%	11.7	▲12.1%	11.6	▲12.5%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	3.1	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%
廃棄物分野	3.1	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%
小計	657.2	338.9	▲48.4%	340.2	▲48.2%	340.8	▲48.2%	341.3	▲48.1%	342.1	▲47.9%
森林吸収量	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
合計	657.2	338.9	▲48.4%	340.2	▲48.2%	340.8	▲48.2%	341.3	▲48.1%	342.1	▲47.9%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

## (2) 脱炭素シナリオによる温室効果ガス排出量

今後、省エネ対策を実施した場合の将来的な温室効果ガス排出量(脱炭素シナリオ)は、2030年度は288.4千t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度比▲56.1%となります。

2035年度は258.8千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲60.6%)、2040年度は231.3千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲64.8%)、2050年度は183.2千t-CO<sub>2</sub>(基準年度比▲72.1%)となる見込みです。

(詳細は、資料編1 温室効果ガスの排出状況参照)

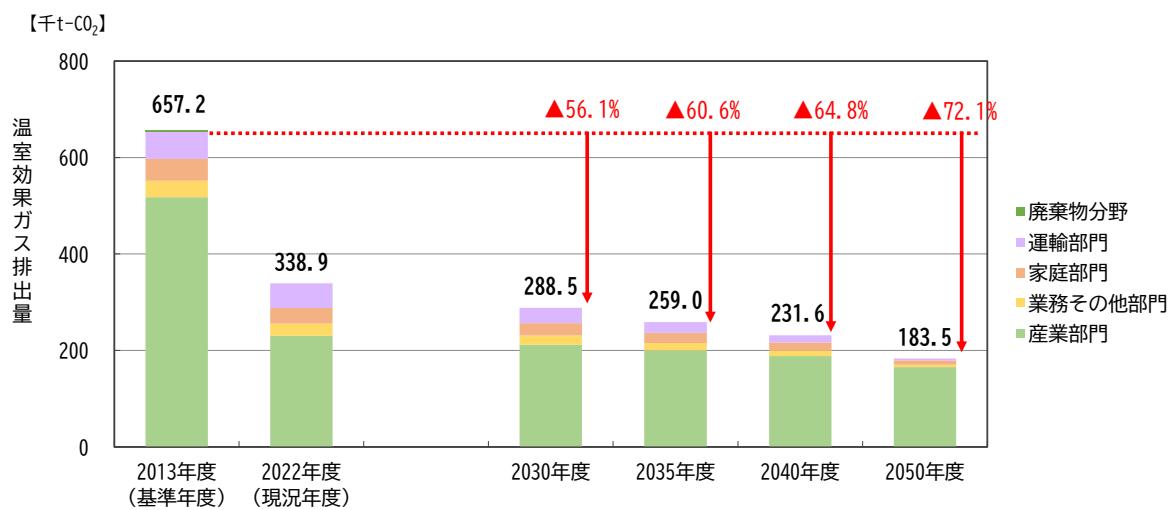


図 2-4 温室効果ガス排出量の将来推計(脱炭素シナリオ)

表 2-3 部門・分野別温室効果ガス排出量の将来推計(脱炭素シナリオ)

	温室効果ガス排出量【千t-CO <sub>2</sub> 】										
	2013年度 (基準年度)	2022年度 (現況年度)	基準年度比 削減率	2030年度	基準年度比 削減率	2035年度	基準年度比 削減率	2040年度	基準年度比 削減率	2050年度	基準年度比 削減率
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	654.1	338.9	▲48.2%	288.5	▲55.9%	259.0	▲60.4%	231.6	▲64.6%	183.5	▲71.9%
産業部門	517.8	230.4	▲55.5%	211.8	▲59.1%	200.2	▲61.3%	188.6	▲63.6%	165.5	▲68.0%
製造業	516.2	229.6	▲55.5%	211.3	▲59.1%	199.8	▲61.3%	188.3	▲63.5%	165.3	▲68.0%
建設業・鉱業	1.6	0.8	▲49.6%	0.5	▲66.5%	0.4	▲74.7%	0.3	▲81.3%	0.1	▲91.3%
業務その他部門	34.2	25.2	▲26.3%	19.3	▲43.4%	15.2	▲55.6%	11.3	▲66.9%	4.8	▲85.8%
家庭部門	45.4	32.5	▲28.4%	25.4	▲44.0%	21.0	▲53.6%	16.8	▲63.0%	9.1	▲80.0%
運輸部門	56.7	50.8	▲10.5%	32.0	▲43.6%	22.6	▲60.1%	14.8	▲73.8%	4.1	▲92.7%
自動車	40.8	36.5	▲10.4%	21.4	▲47.5%	14.2	▲65.2%	8.3	▲79.5%	0.9	▲97.8%
鉄道	2.7	2.0	▲23.9%	1.5	▲44.6%	1.2	▲56.2%	0.9	▲66.5%	0.4	▲83.6%
船舶	13.3	12.2	▲7.8%	9.1	▲31.3%	7.2	▲45.4%	5.6	▲57.8%	2.8	▲78.9%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	3.1	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%
廃棄物分野	3.1	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%	0.0	▲100.0%
小計	657.2	338.9	▲48.4%	288.5	▲56.1%	259.0	▲60.6%	231.6	▲64.8%	183.5	▲72.1%
森林吸収量	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-
合計	657.2	338.9	▲48.4%	288.5	▲56.1%	259.0	▲60.6%	231.6	▲64.8%	183.5	▲72.1%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

## 第3章 温室効果ガス削減目標

## 第3章 温室効果ガス削減目標

### 1. 再生可能エネルギー導入目標

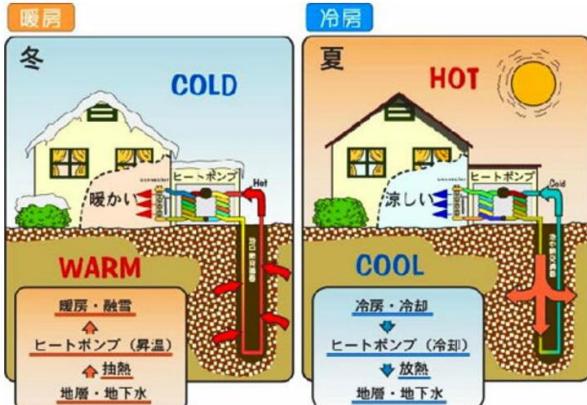
#### (1) 再生可能エネルギー導入目標設定の考え方

本町の「再生可能エネルギー導入ポテンシャル」の推計結果及び「アンケート調査」の結果をもとに、再生可能エネルギーの導入目標を設定しました。

再生可能エネルギーの導入設備は、太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用の3つの種類とし、それぞれ導入規模は、以下の表のとおりです。

表 3-1 再生可能エネルギー導入目標（導入規模）

再エネ種別	導入設定の考え方	単位	導入規模		
			2030	2035	2040
太陽光発電 設備	【住宅】 ・新規住宅（年間約125棟と想定）は、2030年度までに60%、2035年度までに80%、2040年度までに100%を目指して設置 ・既設住宅は、設置可能な建物に対して、2030年度までに3.0%、2035年度までに7.8%、2040年度までに17.3%設置（アンケート結果より）	kW	1,597	3,726	6,387
	【公共施設】 ・設置可能な面積において、2030年までに50%、2040年までに100%設置	kW	1,096	2,833	6,305
	【事業者（建物）】 ・設置可能な建物において、2030年度までに12.2%、2035年度までに19.4%、2040年度までに26.6%設置（アンケート結果より）	kW	529	793	1,057
		kW	470	748	1,026
太陽熱利用	【住宅】 ・新規住宅（年間約125棟と想定）において、設置可能な建物を対象に2030年度までに1.2%、2035年度までに2.4%、2040年度までに4.8%設置（アンケート結果より） ・設置可能な既設住宅において、2031年度以降2035年度までに0.6%、2040年度までに1.8%設置（アンケート結果より）	棟	8	16	31
	【公共施設】 ・設置可能な公共施設（2施設）に対して2031年度以降2035年度までに1棟、2040年度までに2棟設置	棟	0	43	129
		棟	0	1	2

	<p><b>【事業者（建物）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置可能な建物に 2031 年度以降 2035 年度までに 1.2%、2040 年度までに 2.4%設置（アンケート結果より）</li> </ul>	棟	0	2	4
地中熱利用	<p><b>【住宅】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規住宅（年間約 125 棟と想定）に対して 2031 年度以降 2035 年度までに 10%、2040 年度までに 20%設置</li> </ul> <p><b>【公共施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置可能な公共施設を対象とし、2036 年度以降 2040 年までに 10%設置</li> </ul>  <p style="text-align: center;">地中熱利用促進協会 HP</p>	棟	0	63	126

## (2) 再生可能エネルギー導入目標

### 本町の再生可能エネルギー導入目標

短期目標：2030 年度までに 2022 年度対比 1.5 倍導入

中期目標：2035 年度までに 2022 年度対比 2.2 倍導入

長期目標：2040 年度までに 2022 年度対比 3.1 倍導入

最終目標：2050 年度までに 2022 年度対比 5.4 倍導入

「再生可能エネルギー導入目標設定の考え方」に基づき、再生可能エネルギー導入量を推計すると、現況年度である 2022 年度は 50TJ に対して、2030 年度 76TJ (2022 年度比 1.5 倍)、2035 年度 109TJ (同比 2.2 倍)、2040 年度 155TJ (同比 3.1 倍)、2050 年度 268TJ (同比 5.4 倍) と推計されます。

これは、再エネ比率（エネルギー消費量対比再生可能エネルギー導入量）が、それぞれ 2030 年度 1.6%、2035 年度 2.5%、2040 年度 3.8%、2050 年度 7.8% 相当となります。

表 3-2 再生可能エネルギー種別導入目標

【単位：TJ】

導入対象	現況	再エネ導入目標			
	2022年度	2030年度	2035年度	2040年度	2050年度
太陽光発電設備（10kW未満）	28	43	64	98	195
太陽光発電設備（10kW以上）	22	33	39	45	51
太陽熱利用設備	—	0.1	0.5	1.2	2.1
地中熱利用設備	—	0	5	10	21
再生可能エネルギー導入量（①）	50	76	109	155	268
エネルギー消費量（②）	5,282	4,743	4,429	4,106	3,448
再エネ比率（%）（①/②）	0.9%	1.6%	2.5%	3.8%	7.8%

※「TJ（テラジュール）」とは、エネルギー（熱量）の単位「J（ジュール）」を示し、TJ=10の12乗のことです。

※「エネルギー消費量（②）」とは、脱炭素シナリオに基づいた将来推計におけるエネルギー消費量のことです。

※「再エネ比率（%）（①/②）」とは、脱炭素シナリオにおけるエネルギー消費量の将来推計における再生可能エネルギーの導入割合のことです。（再エネ由来の電力調達は含まれていません。）

※2022年度の導入量は、環境省「自治体排出量カルテ」の数値です。

※四捨五入の関係で、合計値は整合しない場合があります。

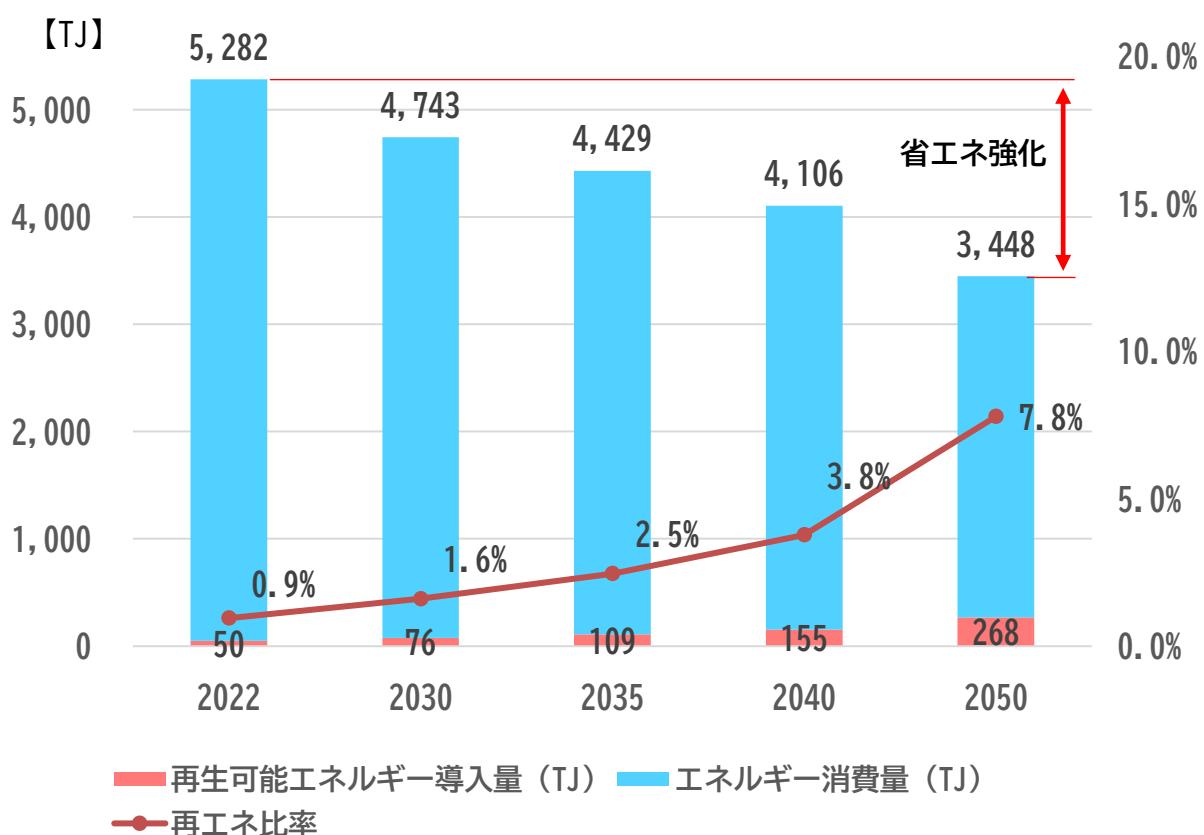


図 3-1 再生可能エネルギー導入目標と再エネ比率

## 2. 温室効果ガス削減目標

本町は、省エネルギーの推進強化、再生可能エネルギーの導入促進を実施した場合、基準年度である2013年度に対して、2030年度は57%削減、2035年度は64%削減、2040年度は71%削減を目指します。

しかし、省エネルギーの推進並びに再生可能エネルギーの導入促進（再生可能エネルギー由来の電力利用含む）を行った際に、2050年度の温室効果ガス排出量は105.2千t-CO<sub>2</sub>と推計され、カーボンニュートラルを達成することが困難な結果となりました。

そこで、都市ガス等のカーボンニュートラル化（メタネーション技術等）の導入等を検討することで、2050年度の温室効果ガス排出量（105.2千t-CO<sub>2</sub>）を相殺させ、2050年カーボンニュートラルを目指します。

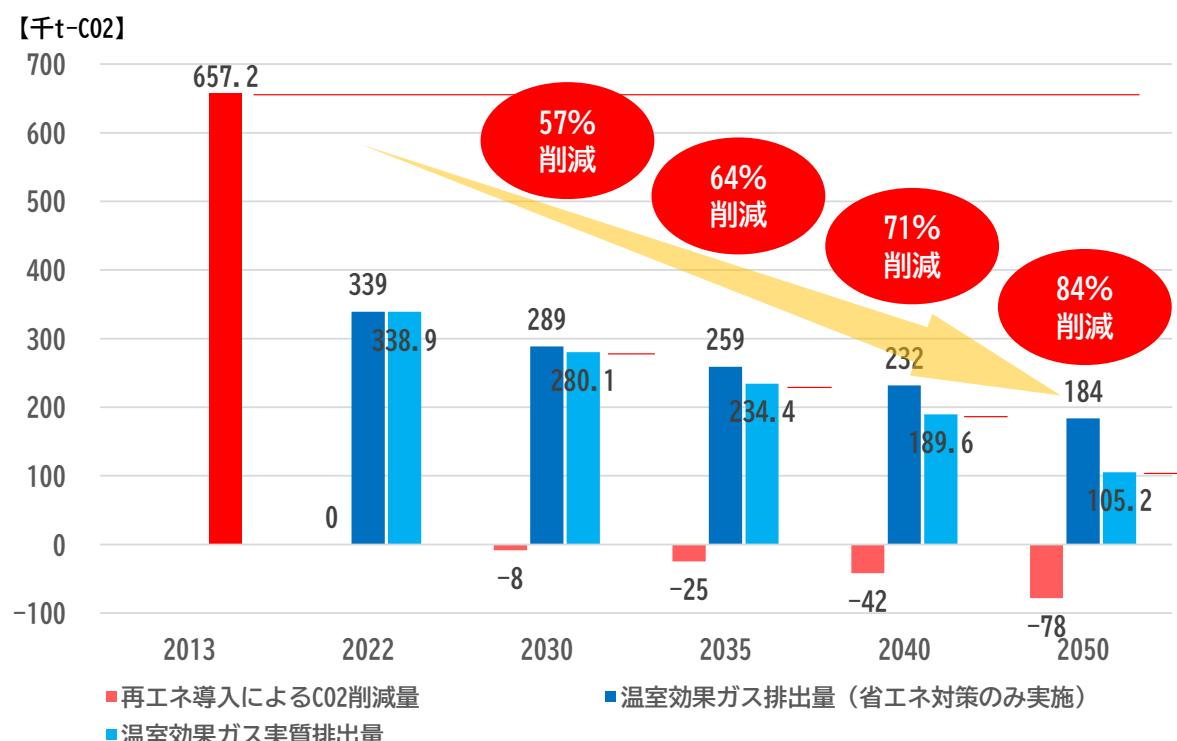
### 本町の温室効果ガス削減目標（目安）

短期目標：2030年度までに2013年度対比57%以上削減

中期目標：2035年度までに2013年度対比64%以上削減

長期目標：2040年度までに2013年度対比71%以上削減

最終目標：2050年度までにカーボンニュートラル達成を目指す



※都市ガス等のカーボンニュートラル化（メタネーション技術等）の導入を図ることにより、2050年度カーボンニュートラルを目指す。

図 3-2 本町の温室効果ガス削減目標（目安）

表 3-3 本町の部門別温室効果ガス削減目標（目安）

部門	温室効果ガス排出量【千t-CO <sub>2</sub> 】								
	2013年度 (基準年度)	2022年度 (現況年度)	基準年度比 削減率	2030年度 (短期目標)	基準年度比 削減量	基準年度比 削減率	2035年度 (中期目標)	基準年度比 削減量	
産業部門	517.8	230.4	▲55.5%	207.2	▲310.6	▲60.0%	185.2	▲332.6	▲64.2%
業務その他部門	34.2	25.2	▲26.3%	17.9	▲16.3	▲47.6%	11.7	▲22.5	▲65.7%
家庭部門	45.4	32.5	▲28.4%	23.0	▲22.4	▲49.3%	14.9	▲30.5	▲67.2%
運輸部門	56.7	50.8	▲10.5%	32.0	▲24.7	▲43.6%	22.6	▲34.1	▲60.1%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3.1	0.0	▲100.0%	0.0	▲3.1	▲100.0%	0.0	▲3.1	▲100.0%
合計	657.2	338.9	▲48.4%	280.1	▲377.1	▲57.4%	234.4	▲422.8	▲64.3%

部門	温室効果ガス排出量【千t-CO <sub>2</sub> 】					
	2040年度 (長期目標)	基準年度比 削減量	基準年度比 削減率	2050年度	基準年度比 削減量	
産業部門	163.2	▲354.6	▲68.5%	119.2	▲398.6	▲77.0%
業務その他部門	5.8	▲28.4	▲83.1%	▲4.3	▲38.5	▲112.7%
家庭部門	5.8	▲39.6	▲87.1%	▲13.8	▲59.2	▲130.3%
運輸部門	14.8	▲41.9	▲73.8%	4.1	▲52.6	▲92.7%
廃棄物分野（一般廃棄物）	0.0	▲3.1	▲100.0%	0.0	▲3.1	▲100.0%
合計	189.6	▲467.6	▲71.1%	105.2	▲552.0	▲84.0%

※再生可能エネルギー導入量、再生可能エネルギー由來の電力利用を含んだ温室効果ガス排出量として推計しています。

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

## **第4章 2050 年の将来像**

## 第4章 2050年の将来像

人と地域、自然と共生するカーボンニュートラルシティ はりま

～未来へつなぐ、資源が循環する持続可能な安心安全なまち～

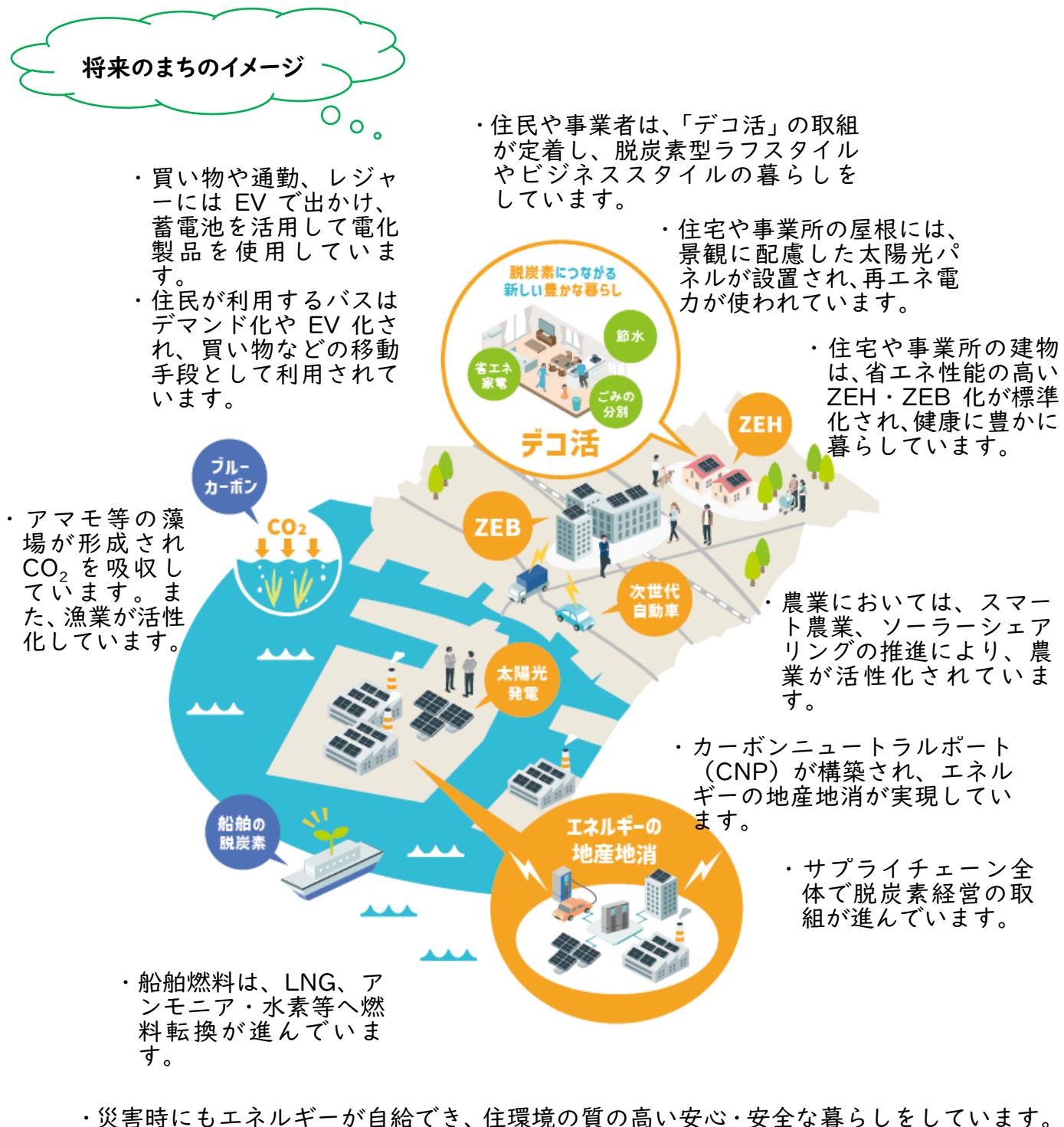


図 4-1 2050 年の将来像

## 第5章 目標達成に向けた取組施策

## 第5章 目標達成に向けた取組施策

### 1. 基本目標と施策の方向性

#### (1) 2050年カーボンニュートラルを実現するための取組施策

2050年カーボンニュートラルを実現するための取組施策設定の考え方は、以下の通りです。

- ① 1. 播磨町の自然的・社会的・経済的な地域課題を解決
2. 住民・事業者の取組状況から課題を解決（アンケート調査結果を反映）
3. 事業者意見交換会での意見を計画へ反映
4. 国や県の地球温暖化対策計画等に基づいた取組施策を提案
5. 播磨町総合計画、環境基本計画に準じた取組施策を提案

#### (2) 上位計画の計画概要

「第5次播磨町総合計画」の将来像、「播磨町環境基本計画」の環境像は以下の通りです。

表 5-1 上位計画の計画内容

計画	計画内容
第5次播磨町総合計画 (2021～2030)	将来像「いいとこいっぱい！笑顔いっぱい！みんなでつくる ふるさと はりま」を掲げ、以下の目標を設定。 ・日々の暮らしを快適で便利に過ごすことができるまち ・いつでも安心して暮らせるまち ・心安らぐふるさととして、いつでも愛し、誇りに思えるまち
播磨町環境基本計画 (2021～2030)	環境像「ひとが環境を思いやり行動できる 循環・共生のまち はりま」を掲げ以下 の目標を設定。 ・地球を思いやり環境保全に貢献するまち (省エネ活動の促進、再生可能エネルギーの利用促進など)

#### (3) 基本目標と施策の方向性

2050年の将来像「人と地域、自然と共生するカーボンニュートラルシティ はりま～未来へつなぐ、資源が循環する持続可能な安心・安全なまち～」を目指し、表5-3に示すようなSDGsの概念を取り入れた3つの基本目標を設定します。また、横断的な取組として脱炭素に向けた基盤づくりを重点施策に位置づけ、各基本目標に対する施策の方向性を設定しました。

表 5-2 基本目標と施策の方向性

基本目標	施策の方向性	産業・業務その他・家庭・運輸・廃棄物別による施策の展開
(1) エコで未来につなぐ“あんしん・あんぜん・かいてき”に暮らせるまち 	① デコ活の推進 ② 省エネルギーの推進 ③ 再生可能エネルギー、蓄電池の導入促進 ④ 移動における低炭素化推進 ⑤ 資源の循環(3Rの促進) ⑥ 気候変動による適応策(熱中症対策等)	
(2) 人と地域、自然と共生する“思いやり”のあるまちづくり 	① カーボンニュートラルポートの推進事業 ② 里地・里海の保全 ③ 廃棄物発電の利活用	
(3) “つながり”ある思いやりと誇りの持てるまちづくり 	① 環境学習・環境教育 ② 人と地域のつながり(協働・連携) ③ 情報提供・情報共有 ④ 環境価値の創出(J-クレジット制度の活用)	
【重点施策】脱炭素に向けた基盤づくり		

## 2. 【重点施策】脱炭素に向けた基盤づくり

3つの基本目標に基づき、5つの部門・分野（産業・業務その他・家庭・運輸・廃棄物）に属する住民・事業者のすべてが取り組む施策（脱炭素に向けた基盤づくり）を設定し、重点的に取組を展開していきます。

### ◆現状と課題◆

住民のアンケート調査結果では、日常生活において「ごみの分別徹底、ごみ減量」、「マイバッグ、マイボトル、マイ箸の利用」、「食品ロスの削減」など、ごみの減量に関する取組が約8割程度取り組めているのに対して、「省エネ家電への買い替え」、「エコキュートや高効率給湯器など省エネ設備の導入」、「太陽光発電設備の導入」、「ハイブリッド、電気自動車などのエコカーの導入」など費用のかかる取組が進んでいない状況です。

事業者のアンケート調査結果では、「従業員による省エネ対策の実施」、「照明のLED化」、「エネルギー使用量の把握」、「ごみの減量、リサイクル」において取組が進んでいる半面、「エネルギー・マネジメントシステムの導入」、「太陽光発電設備や蓄電池の導入」、「省エネ診断の実施」など取組が進んでいない状況です。

住民、事業者ともに取組が進んでいない理由として、「費用が高い」、「情報不足

(何をすればいいのかわからない)」、「どれだけ効果があるかわからない」といった理由が挙げられます。

また、国民運動である「デコ活※」について、住民アンケート調査結果において、「よく知っている」と回答した方は約3%に対して、「知らない」と回答した方が約70%となっており、「デコ活」における認知度が低いことが挙げられます。

町が率先して、「デコ活」の取組内容やその効果を住民らへ周知するとともに、省エネ設備や太陽光発電設備、電気自動車の購入など費用のかかる取組については補助事業を創設するなど、住民、事業者、町が協働・連携して取り組んでいく必要があります。

表 5-3 【重点施策】具体的な取組施策

全部門共通	【重点施策】具体的な取組施策
脱炭素に向けた 基盤づくり (横断的な取組)	<p>【日常的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・デコ活の推進</li><li>・人と地域のつながり(協働・連携)、情報提供・情報共有</li></ul> <p>【住宅、事業所における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町の補助事業の創設検討</li><li>・太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギー、蓄電池の導入促進(太陽光発電等共同購入、PPA等)</li><li>・再生可能エネルギー由来の電力利用、廃棄物発電の電力利用、カーボンニュートラルガス(メタネーション等)の利用</li></ul> <p>【移動に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・エコドライブの推進</li><li>・公共交通機関の利用促進</li><li>・電気自動車(EV)充電設備の設置拡大、EVの購入促進</li></ul>

## (1) 日常的な取組

### ◆町の取組◆

- ✧ 地球温暖化問題に関する情報を「広報はりま」やホームページに掲載するなど、広報活動の充実を図ります。
- ✧ 国民運動「デコ活」の取組内容や取組効果について、「広報はりま」やホームページに掲載するなど、広報活動の充実を図ります。
- ✧ 「広報はりま」やホームページに掲載するなど、再生可能エネルギー由来の電力\*利用促進を図ります。
- ✧ 庁内に地球温暖化対策に関する「相談窓口(産業環境課内)」を創設し、日常的に住民や事業者からの相談に応じるよう努めます。

※デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動として、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。



図 5-1 脱炭素につながる新しい豊かな暮らし

(出典：環境省「デコ活 WEB サイト」)

※再生可能エネルギー由来の電力とは、太陽光、風力、水力、地熱などの自然界に存在するエネルギーを利用して発電された、二酸化炭素を排出しないクリーンな電力のことです。多くの小売り電気事業者が太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの電気となります。なお、再エネプランには100%以外にも様々な割合のものがあります。

再エネ電気プランのメリットは、以下の通り挙げられます。

- ・発電設備を設置しなくとも契約を切り替えるだけで再エネが利用できる
- ・CO<sub>2</sub>排出量が実質ゼロ！
- ・各社メニューにより料金は切り替え前と同等程度のものも
- ・電気自動車などを購入する場合、再エネ100%電気の契約を条件に環境省から補助金が受けられる

なお、電力会社が万一倒産しても、電気の供給義務は送配電会社にあるので電気が止められることはありません。災害復旧で不利になることもありません。



再生可能エネルギー由來の電気プランへの切り替えで CO<sub>2</sub> 排出が実質ゼロの電気を使えます。

図 5-2 再エネ電気プランとは?  
(出典:環境省「再エネスタート」WEB サイト)

### ◆住民・事業者の取組◆

具体的な取組施策	住民	事業者
✧ 町が行う取組施策を理解し、積極的に参加しましょう。	●	●
✧ 「デコ活」に関する情報を「広報はりま」やホームページ、インターネット等で情報収集しましょう。	●	●
✧ 環境に良い電気を選びましょう。（再エネ電力など）	●	●
✧ 住宅や駐車場、事業所の屋根等へ太陽光発電設備の設置を検討しましょう。	●	●
✧ クールビズ・ウォームビズを実践しましょう。	●	●
✧ 省エネ住宅（断熱性の高い窓・壁・屋根）等の購入を検討しましょう。	●	●
✧ 高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ）の購入を検討しましょう。	●	●
✧ 節水（節水シャワー、節水型トイレ）を検討しましょう。	●	●
✧ 蛍光灯から LED 照明へ買い替えましょう。	●	●
✧ 冷蔵庫は、省エネ性能の高い製品に買い替えましょう。	●	●
✧ エアコンは、省エネ性能の高い製品に買い替えましょう。	●	●
✧ 自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどエコドライブを実践しましょう。	●	●

- ◆ 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッドなど）に買い替えましょう。 ● ●
- ◆ 近距離を移動するときは、なるべく歩くか自転車を利用しましょう。 ● ●
- ◆ マイボトル、マイバッグの利用、分別などにより容器包装プラスチック等のごみを減らしましょう。 ● ●

※これらの取組内容は、「デコ活」の取組内容を抜粋したものです。

### ◆取組指標（目標）◆

取組指標	単位	現状	2030年目標
地球温暖化問題に関する情報提供（「広報はりま」、ホームページ等）	回/年	—	2
デコ活に関する情報提供（「広報はりま」、ホームページ等）	回/年	—	2
再生可能エネルギー由来の電力利用に関する情報提供（「広報はりま」、ホームページ等）	回/年	—	2

## （2）住宅、事業所における取組

### ◆町の取組◆

現在、町では「家庭用太陽光発電システム設置補助金交付事業」、「家庭用蓄電池システム設置補助金交付事業」、「事業者用電気自動車等充電設備設置費補助事業」など住民、事業者向けに設備設置に関する補助事業を創設して取り組んでいます。

しかし、住民のアンケート調査結果では、「補助制度があれば実施する」と回答した方も2～3割ある反面、その認知度が低い水準にあります。

今後は、これらの補助制度等を「広報はりま」、ホームページ等で更に普及啓発するとともに、各種補助制度の継続・拡充を図りながら、取り組んでいきます。

- ◆ 各種補助制度を創設した場合には、「広報はりま」やホームページに掲載するなど、広報活動の充実を図ります。また、定期的に広報活動を進めてまいります。
- ◆ 家庭用太陽光発電システム設置補助金交付事業の継続・拡充を図ります。
- ◆ 太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業（みんなのおうちに太陽光キャンペーン<sup>※</sup>）の継続を図ります。

※「みんなのおうちに太陽光キャンペーン」とは、本町含む 15 自治体が連携して太陽光発電設備等導入促進を実施することで、スケールメリットをさらに拡大し、より安価な設備購入が期待される事業のことで、最終的な見積額を確認した上で購入の意思を決定でき、一定の基準をクリアした施工業者が施工し、安心でして設置できる事業でもあります。

参考までに、令和 7 年度における割引率は、以下の通りとなっており、市場価格よりも 13.7% の割引率で購入いただけます。

### 共同購入のおトクな割引率で購入いただけます



図 5-3 みんなのおうちに太陽光キャンペーン（令和 7 年度の割引率）  
(出典：播磨町 HP より)

- ◆ 家庭用蓄電池システム設置補助金交付事業の継続・拡充を図ります。
- ◆ 事業者用電気自動車等充電設備設置費補助事業の継続・拡充を図ります。
- ◆ 住宅や事業所の省エネ設備等（省エネ家電、高効率空調設備、高効率給湯設備）における設置補助事業の創設を検討します。
- ◆ 住宅や事業所の断熱材（窓、屋根、壁等）における設置補助事業の創設を検討します。
- ◆ 家庭用、事業者用における電気自動車等の購入補助制度の創設を検討します。

### ◆住民・事業者の取組◆

#### 具体的な取組施策

住民

事業者

- ◆ 町が行う取組施策を理解し、積極的に参加しましょう。 ● ●
- ◆ 住民や事業者が取り組む内容やその効果等の情報については、積極的に町の「相談窓口（産業環境課内）」へ連絡しましょう。 ● ●
- ◆ 省エネ家電や省エネ設備、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車を購入する場合には、「広報はりま」やホームページ、インターネット等で情報収集し、補助事業等を上手に活用し購入しましょう。 ● ●

## 具体的な取組施策

住民

事業者

- ✧ 住宅や駐車場、事業所の屋根等へ太陽光発電設備の設置を検討しましょう。（再掲） ● ●
- ✧ 省エネ住宅（断熱性の高い窓・壁・屋根）等の購入を検討しましょう。（再掲） ● ●
- ✧ 高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ）の購入を検討しましょう。（再掲） ● ●
- ✧ 蛍光灯からLED照明へ買い替えましょう。（再掲） ● ●
- ✧ 冷蔵庫やエアコンなどは、省エネ性能の高い製品に買い替えましょう。（再掲） ● ●
- ✧ 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッドなど）に買い替えましょう。（再掲） ● ●

### ◆取組指標（目標）◆

取組指標	単位	現状	2030年目標
省エネ設備や太陽光発電設備、電気自動車などの設置補助制度の継続・拡充を検討するとともに、「広報はりま」やホームページに掲載	回/年	1	2
家庭用太陽光発電システム設置件数	件/年	952	1,200
家庭用蓄電池システム設置件数	件/年	59	260
事業者用電気自動車充電設備設置件数	件/年	—	50

※家庭用太陽光発電システムの現状は、平成22年度に開始してから令和6年度までの合計とし、2030年目標は、年間約50件×5年間=250件を累計した数値である。

※家庭用蓄電池システムの現状は、令和5年度に開始してから令和6年度までの合計とし、2030年目標は、年間約40件×5年間=200件を累計した数値である。

※事業者用電気自動車充電設備の現状は、令和7年度から開始したので、「—」と表示し、2030年目標は、年間約10件×5年間=50件を累計した数値である。

### (3) 移動に関する取組

作成中

### **3. 基本目標 1. エコで未来につなぐ“あんしん・あんぜん・か いてき”に暮らせるまち**

作成中

### **4. 基本目標 2. 人と地域、自然と共生する“思いやり”のある まちづくり**

作成中

### **5. 基本目標 3. “つながり”ある思いやりと誇りの持てるまち づくり**

作成中

## **第6章 計画の推進方法**

## 第6章 計画の推進方法

### 1. 推進体制

本計画の推進体制は、本町の内部組織として「(仮称) 脱炭素推進研究会（以下「推進研究会」という。）」を設置し、産業環境課が事務局として定期的に運営します。

その会議体が中心となって、脱炭素事業をコーディネートする専門家と調整し、省エネ推進や再生可能エネルギーの利用促進など事業展開を行います。

事業展開する際に関わる地域のステークホルダーやエネルギー事業者とともに連携・協働し、国や兵庫県等の支援体制のもと、住民・事業者・町が三位一体となって2050年脱炭素社会を目指します。

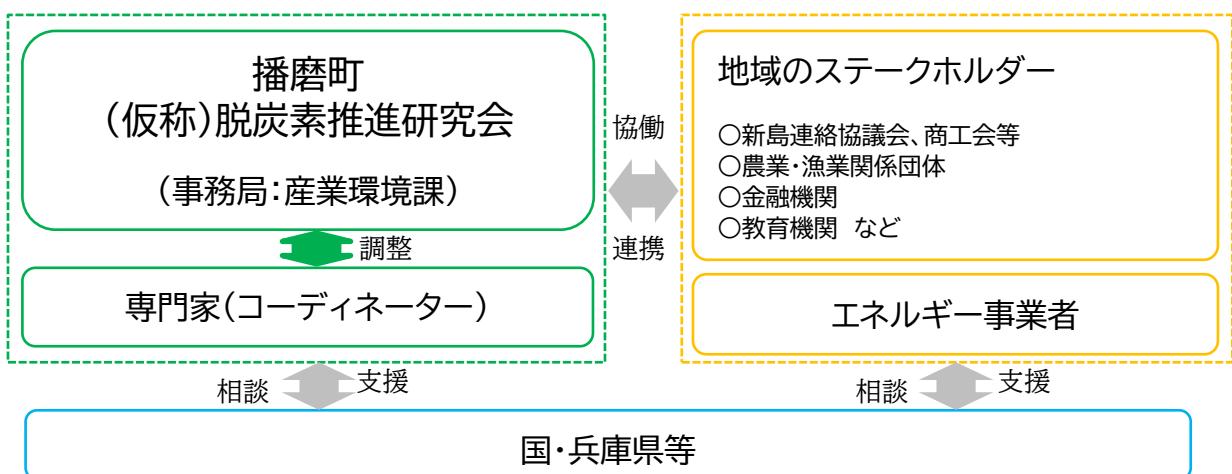


図 6-1 計画の推進体制

#### □ (仮称) 脱炭素推進研究会

産業環境課が事務局となり、本計画全体の進行管理を行います。

府内の推進体制については、「播磨町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進体制と整合を図るとともに、全庁が一体となった推進組織である推進研究会が中心となって2050年脱炭素社会を目指します。

推進研究会は、本計画の進捗状況を定期的に共有し、地域のステークホルダー やエネルギー事業者と協働・連携して更なる施策を展開します。

また、必要に応じて、専門家（コーディネーター）と調整して、事業展開することも検討していきます。

## □ 地域のステークホルダー

地域のあらゆる主体の参画のもと、地域の脱炭素を図るうえで必要な取組について協議し、町と連携・協働しながら、具体的な取組を実行します。

## □ エネルギー事業者

施策や取組の検討に際し、専門的な見地から情報提供・助言を行うとともに、取組の実施に際し必要な助言・支援を行います。

## □ 国・兵庫県等

国や県は、町の施策における連携や必要な資金支援、助言を行います。また、広域的な視点で検討が必要な課題や取組については、近隣自治体と連携協力をします。

## 2. 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するには、進捗状況を把握・管理し、住民に公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をPDCAサイクルに基づき管理します。

本計画の施策や取組の進捗状況、数値目標の達成状況などについて、次期計画策定時に評価を行い、将来の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本計画の施策の進捗状況を広く市民が知ることができるよう、ホームページや「広報はりま」などを通じて公表します。

